

。新規事項

1 新規制度等

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

スーパー中枢港湾における次世代高規格コンテナターミナルの形成を支援するため、以下の新規制度を創設する。

- ・ 広域港湾内の物流円滑化に資する「共同デポ」の整備に対する補助制度（非公共）
- ・ 24時間フルオープン支援施設の整備に対する補助制度（非公共）
- ・ 民間ターミナルオペレーターによる荷さばき施設等の整備に対する無利子貸付制度・税制特例措置等（14～15頁参照）

産業関連制度の見直し

船舶の大型化や施設の陳腐化、埋没等の進行に対して、産業関連航路の機能回復・拡充を進め、もって、地域産業の競争力の向上を支援するため、水深ごとに規定されているエネルギー・鉄鋼港湾制度を約30年ぶりに改正し、受益者負担を軽減する。（19頁参照）

港整備交付金（仮称）の創設

地域再生を支援するため、地方公共団体が策定する地方港湾・第一種漁港の施設整備をパッケージ化した計画に対して、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「港整備交付金（仮称）」を創設する。[各省連携交付金として内閣府に一括計上]（30頁参照）

港湾における静脈物流拠点形成支援制度の創設

静脈物流のコストを低減させるため、リサイクルポートにおいて、民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設に対して補助を行う。（非公共）（24頁参照）

FAL条約に対応した港湾EDIの改良

FAL条約の批准等に対応した港湾EDIシステムの改良を直轄事業で行う。（17頁参照）

港湾施設改良費統合補助の拡充

港湾環境整備事業費補助による緑地整備のうち小規模なものを、港湾施設改良費統合補助の補助対象に追加する。（30頁参照）

港湾環境整備事業費補助（緑地整備）に係る採択基準の見直し

港湾環境整備事業費補助について、重要港湾（特定重要港湾を除く）及び地方港湾に係る緑地整備の補助採択基準の下限を5,000m²から10,000m²へ引き上げる。（30頁参照）

港湾施設改良費統合補助に係る採択基準の見直し

港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を5千万円から7千万円へ引き上げる。但し、統合を行った市町村管理港湾については、補助採択基準の下限を平成19年度までのあいだ据え置く。（29頁参照）

2 新規着工事業

| 事業名 [事業主体] | 総事業費 (億円) | 便益(B) | | 費用(C) (億円) | B/C | その他指標 による評価 | 参照 ページ |
|--|--------------|-------------|--|---------------|-----|----------------------|-----------|
| | | 総便益 (億円) | 便益の主な根拠 | | | | |
| 名古屋港(飛島ふ頭南地区) 国際海上コンテナターミナル 整備事業 [中部地方整備局] | 376 | 3,166 | 輸送コスト削減 (平成22年度予測取扱 貨物量:32万TEU) | 373 | 8.5 | CO ₂ 等の削減 | 15頁 |
| 大阪港(北港南地区) 国際海上コンテナターミナル 整備事業 [近畿地方整備局] | 458 | 2,232 | 輸送コスト削減 (平成21年度予測取扱 貨物量:35万TEU) | 410 | 5.4 | CO ₂ 等の削減 | 15頁 |
| 常陸那珂港(中央ふ頭地区) 複合一貫輸送ターミナル 整備事業 [関東地方整備局] | 51 | 114 | 輸送コスト削減 (平成21年度予測取扱 貨物量:100万トン) | 46 | 2.5 | CO ₂ 等の削減 | 20頁 |
| 福山港(本航路地区) 航路整備事業 [中国地方整備局] | 104 | 259 | 輸送コスト削減 (平成21年度予測大型 船航行隻数:約140隻) | 93 | 2.8 | 船舶航行安全 性の向上 | 19頁 |
| 高松港(朝日地区) 多目的国際ターミナル整備 事業 [四国地方整備局] | 88 | 228 | 輸送コスト削減 (平成22年度予測取扱 貨物量:28万トン) | 79 | 2.9 | CO ₂ 等の削減 | 18頁 |

税制改正

| 事 項 | 税 制 改 正 大 綱 内 容 |
|---|--|
| 1. スーパー中枢港湾に 指定された港湾におけ る次世代高規格コンテ ナターミナルにおいて 整備される荷さばき施 設等に係る特例措置 ＜新規＞ | スーパー中枢港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷さばき施設等に係る以下の特例措置を講じる。 ・固定資産税：課税標準1/2 ・都市計画税：課税標準1/2 |
| 2. PFI法に基づき実施 される公共荷さばき施 設等の整備に係る特例 措置 ＜延長＞ | PFI法により整備される公共荷さばき施設等に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・不動産取得税：課税標準1/2 |
| 3. 廃油処理施設の油水分 離装置等に係る特例 措置 ＜延長＞ | 廃油処理施設の油水分離装置等に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・法人税・所得税：特別償却14%（ただし、構築物については10%） |